

# 第1回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 次 第

日時：令和7年3月10日（月）  
14:00～16:00  
場所：広島県庁本館 6階 講堂

1 開 会

2 会長選任

3 条例の制定について（資料1）

- ① 条例制定の背景と全国の状況について
- ② 条例の必要性について
- ③ 条例の制定形式について
- ④ 専門部会の設置について
- ⑤ 今後のスケジュールについて

4 条例の骨子案について（資料2）

5 閉 会

# 第1回手話言語及び情報コミュニケーションに関する条例の検討会議 参加者名簿

※敬称略、県職員を除き五十音順

|             | 所 属                                   | 氏 名 (職)                  |
|-------------|---------------------------------------|--------------------------|
| 1           | 広島盲ろう者友の会                             | 大杉 勝則 (理事長)              |
| 2           | 広島県手話通訳問題研究会 (代理)                     | 大村 宣枝 (理事)               |
| 3           | 広島県手をつなぐ育成会                           | 金子 麻由美 (会長)              |
| 4           | 広島自閉症協会                               | 金丸 博一 (理事)               |
| 5           | 広島県視覚障害者団体連合会<br>広島県立視覚障害者情報センター (代理) | 金岡 峰夫<br>(常務理事兼事務局長)     |
| 6           | 広島県要約筆記サークル連絡会                        | 神垣 巖 (会長)                |
| 7           | 広島県身体障害者団体連合会                         | 川中 克幸 (副会長)              |
| 8           | 広島県ろうあ連盟                              | 迫田 和昭 (理事長)              |
| 9           | 呉市福祉保健部障害福祉課                          | 高浜 理加 (主幹)               |
| 10          | 広島県難聴者・中途失聴者支援協会                      | 伊達 元一郎 (理事長)             |
| 11          | 広島難病団体連絡協議会                           | 西河内 靖泰 (会長)              |
| 12          | 県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科                    | 長谷川 純 (准教授)              |
| 13          | 広島県精神保健福祉家族会連合会 (欠席)                  | 原田 勉 (理事)                |
| 14          | 広島県教育委員会特別支援教育課                       | 津村 真一郎 (課長)              |
| 15          | 広島県立広島中央特別支援学校                        | 三浦 直宏 (校長)               |
| 16          | 広島県立広島南特別支援学校                         | 秋山 努 (校長)                |
| 17          | 広島県健康福祉局障害者支援課                        | 畝本 孝彦 (自立支援担当監)          |
| 事<br>務<br>局 | 広島県健康福祉局                              | 山縣 真紀子<br>(地域共生社会推進担当部長) |
|             |                                       | 秦 俊治 (GL)                |
|             |                                       | 高原 寛 (主査)                |

# 広島県手話言語条例（仮称）及び 広島県情報コミュニケーション条例（仮称） の制定について

令和 7 年 3 月 10 日

広島県健康福祉局障害者支援課

# 本日の主な論点

- ① 条例制定の背景と全国の状況について
- ② 条例の必要性について
- ③ 条例の制定形式について
- ④ 専門部会の設置について
- ⑤ 今後のスケジュールについて

# ① 条例制定の背景と全国の状況について

## 1) 「意思疎通」及び「手話」に関する法律上の位置づけ

《 障害者の権利に関する条約 ※日本は平成26年1月に批准 》

第二条 定義

この条約の適用上、

「**意思疎通**」とは、**言語**、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用しやすい情報通信機器を含む）をいう。

「**言語**」とは、音声言語及び**手話**その他の形態の非音声言語をいう。

(以下略)

## 《 障害者基本法（昭和45年法律第84号） ※平成23年8月一部改正 》

（地域社会における共生等）

第三条 第一条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。

- 一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 三 全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

# 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律 (障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要

## 目的 (1条)

※「障害者」：障害者基本法第2条第1号に規定する障害者 (2条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要  
障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

## 基本理念 (3条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う (デジタル社会)

## 関係者の責務・連携協力・意見の尊重 (4条～8条)

○国・地方公共団体の責務等 (4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う ○事業者の責務 (5条)  
○国民の責務 (6条) ○国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力 (7条) ○障害者等の意見の尊重 (8条)

## 基本的施策 (11条～16条)

- (1) 障害者による情報取得等に資する機器等 (11条)
  - ①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援
  - ②利用方法習得のための取組 (居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援
  - ③関係者による「協議の場」の設置 など
- (2) 防災・防犯及び緊急の通報 (12条)
  - ①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進
  - ②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など
- (3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策 (13条)
  - ①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上
  - ②事業者の取組への支援 など

(続く)

(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報（14条）

国・地方公共団体について

- ①相談対応に当たっての配慮
- ②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮

(5) 国民の関心・理解の増進（15条）

○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など

(6) 調査研究の推進等（16条）

○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及

○障害者基本計画等（障害者基本法）に反映・障害者白書に実施状況を明示（9条）

○施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等（10条）

※施行期日：令和4年5月25日

附帯決議（令和4年5月18日 衆議院厚生労働委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 障害者による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通への配慮に努めて開発した情報通信機器その他の機器及び情報通信技術を活用した役務を優先的に調達する制度について、検討を行うこと。
- 二 情報コミュニケーション・アクセシビリティの推進のため、障害者基本計画の達成状況を踏まえ、法の見直しなど必要な措置を講ずること。
- 三 情報コミュニケーション・アクセシビリティに関する相談窓口の設置を検討すること。
- 四 行政機関に提出する書類のバリアフリー化、災害時の情報保障、選挙における情報アクセシビリティの改善、資格試験など各種試験のバリアフリー化など、情報コミュニケーション・アクセシビリティのさらなる促進について財政的な措置を含め必要な検討を行うこと。
- 五 本法同様に四十七全都道府県と千七百四十一全市区町村の議会から制定を求める意見書が国に提出されていることを踏まえ、手話言語法の立法を含め、手話に関する施策の一層の充実の検討を進めること。

## 2) 自治体における条例の制定状況 (令和7年1月9日現在)

### ○ 全国における条例制定状況

|      | 手話言語条例 | 情報コミュニケーション条例 |
|------|--------|---------------|
| 都道府県 | 40     | 14            |
| 市区町村 | 516    | 111           |
| 計    | 556    | 125           |

※ 策定している自治体数は、全日本ろうあ連盟HPから引用（都道府県については障害者支援課で一部修正）

※ 手話言語条例と情報コミュニケーション条例を両方制定している都道府県は**12**【別立型2、一体型10】

### ○ 県内市町における条例制定状況

|        | 手話言語条例（6）                | 情報コミュニケーション条例（3） |
|--------|--------------------------|------------------|
| 策定済市町名 | 福山市、廿日市市、東広島市、熊野町、呉市、三原市 | 廿日市市、東広島市、呉市     |

※ 手話言語条例と情報コミュニケーション条例を両方制定している自治体は**3**【別立型（東広島市、呉市）、一体型（廿日市市）】

### 3) 本県が取り組んでいる意思疎通支援の現状 (主なもの)

- 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症向け意思疎通支援者の養成
- 市町が実施する手話通訳者等の派遣事業において、市町内の登録者で対応できない場合や市外・県外派遣に対応するための派遣ネットワーク事業を実施
- 障害の特性に配慮した情報取得の支援をする障害者ITサポートセンターや県立視覚障害者情報センター、県聴覚障害者支援センター等の設置運営
- 広島県障害者社会参加推進センターにおける障害者情報アクセシビリティ向上に関する相談支援機能の拡充、支援に携わる関係機関との連携体制の強化
- 希望者へのひろしま県民だよりの点字版、テープ・デイジー版の送付
- テレビ広報のクローズドキャプション対応、県公式アカウントによるSNS掲載動画での字幕対応
- 県ホームページにおけるアクセシビリティガイドラインの策定
- 県主催イベントのチラシなどへの音声コードを貼付

など

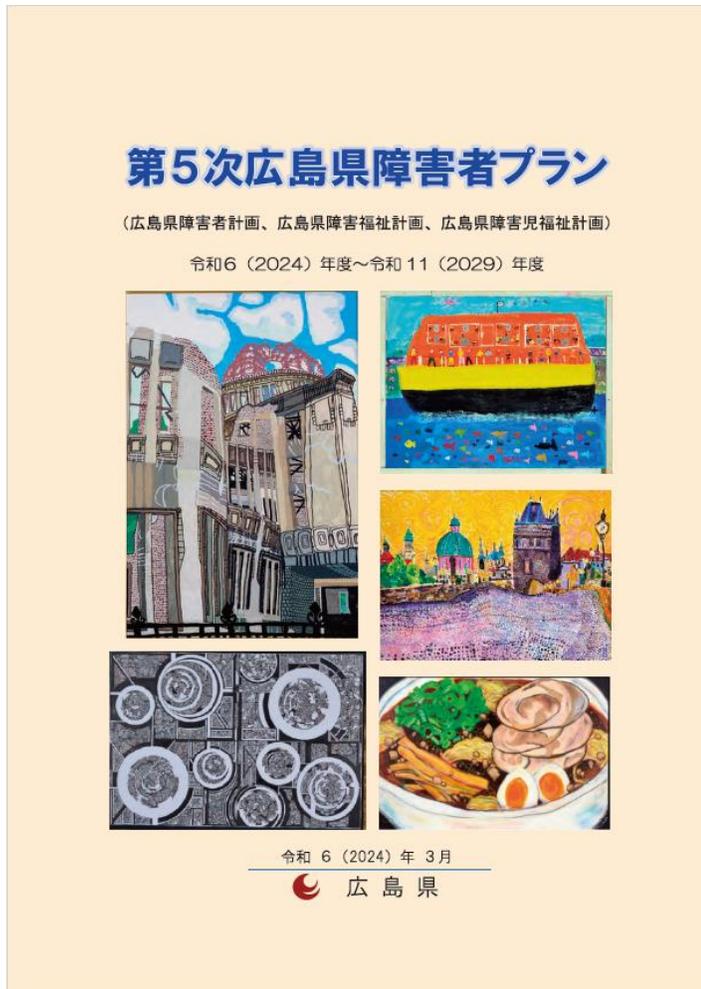
## 4) 「意思疎通」及び「手話」に関する本県の課題 (主なもの)

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されて以降も、障害者にとって情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が図られる環境となっていない。
- 障害者の意思疎通には、障害の種類や程度に応じて様々なコミュニケーション手段があることへの理解が進んでいない。
- 障害者が円滑に意思疎通を行うための適切な配慮やICT機器の普及、意思疎通支援者の確保・養成などの環境整備が十分とはいえない。
  
- 障害者権利条約や障害者基本法で手話が言語とされているにも関わらず、手話が日本語とは異なる独自の体系を持つ言語であることへの理解が進んでいない。
- 聴覚障害児・者が乳幼児期から手話言語を習得するための機会及び学校等において手話を学ぶ機会が十分に確保されていない。

など

# ② 条例の必要性について

## 1) 本県の基本理念と目指す姿



【基本理念】  
すべての県民が障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現

- 【目指す姿】
- ① 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々の権利が守られ、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとることで、お互いを認め合い、共に創っていく社会が実現しています。
  - ② 障害者が自らの意思で社会参加の機会や場を選択し、教育や就労、スポーツ、文化芸術等の様々な機会を通じて、持てる能力を発揮し、生きがいを持って暮らせる社会が実現しています。
  - ③ 障害の原因となる疾病等の予防や早期発見、専門的な治療が行える体制が構築され、全ての人々が身近な地域において、良質で安定した医療等を受けられる環境が整っています。
  - ④ 障害者を地域で見守る体制が整い、障害の特性やライフステージに応じた質の高い障害福祉サービス等の支援を受けながら、自らが選ぶ場所で安心して暮らしています。
  - ⑤ 全ての人々があらゆる場面で、生活への不安を感じることなく、安全に暮らせる社会が実現しています。

## 2) 本県で情報コミュニケーションに関する条例を検討する理由

平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、全ての障害者が可能な限り、言語やその他の意思疎通のための手段の選択の機会が図られることが規定された。全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であり、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に取り組んでいく必要がある。



全ての障害者があらゆる特性に応じた様々な方法によって、情報の取得利用や意思疎通を図ることができる環境を構築することにより、相互理解を促進し、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すための条例として、「広島県情報コミュニケーション条例（仮称）」を制定する。

### 3) 本県で手話言語に関する条例を検討する理由

平成23年8月に改正された障害者基本法では、手話が言語として位置づけられたが、その内容は言語を含めた障害者の「意思疎通の手段として選択できる機会の拡大」を規定しているにすぎず、手話が言語という認識の普及や施策の実施に資するものにはなっていない。

手話は、意思疎通手段の中でも、音声言語（日本語）とは異なる語彙や文法体系を有する独自の言語という性格を有するものの、過去には公教育において手話の使用が制約されてきた経緯もあり、手話についての理解促進や手話による意思疎通が行いやすい環境の整備が必要である。



手話は言語であることの認識のもと、手話言語への理解促進及び普及等の施策を推進することにより、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現を目指すための条例として、**「広島県手話言語条例（仮称）」を制定**する。

## 4) 条例の目的と法律とのすみ分け

|          | 情報コミュニケーション条例   | 手話言語条例   |
|----------|---|--|
| 目的       | <p><b>障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用の促進</b>に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、障害者、意思疎通支援者、関係団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の円滑な意思疎通や情報の取得利用に関する施策を総合的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての県民が共生する暮らしやすい社会の実現に資することを目的とする。</p> | <p>障害者基本法の規定により手話が言語とされているにもかかわらず、そのことが県民に十分に認識されていないこと、及びそのことにより手話を習得することのできる機会が十分に確保されていないことに鑑み、<b>言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保</b>に関し必要な事項を定めることにより、手話が言語であるという認識の下、手話を必要とする障害児及び障害者のほか、手話を必要とする障害者等と共に生活し、学び、又は働く者が手話を習得し、もって県民がより多くの機会の手話を使用することのできる社会の実現に寄与することを目的とする。</p> |
| 法律とのすみ分け | <p>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年法律第50号）</p> <p>法で定められる基本的事項を遵守しながらも、当事者や関係団体等の声を丁寧に聞きながら、いわゆる「上乘せ」や「横出し」の項目を検討していくことで、<b>本県の実情を反映した広島県版の条例を策定する。</b></p>  | <p>手話に関する施策の推進に関する法律案（仮称）</p>  |

※ 上乘せ…法律で定めたルールより厳格にすること。横出し…法律では対象となっていないものも対象とすること。

### ③ 条例の制定形式について

#### 1) 2つの条例の制定形式に関する状況 (令和7年1月9日現在)

##### ○ 都道府県における2条例の制定形式

|       | 別立型 (2) | 一体型 (10)                                |
|-------|---------|---|
| 都道府県名 | 北海道、青森県 | 千葉県、愛知県、秋田県、京都府、岐阜県、佐賀県、宮崎県、熊本県、岡山県、滋賀県 |

※ 別立型…情報コミュニケーションと手話言語をそれぞれ別々に条例化したもの  
一体型…情報コミュニケーションと手話言語を合わせて条例化したもの

##### ○ 県内市町における2条例の制定形式

|     | 別立型 (2) | 一体型 (1) |
|-----|---------|---------|
| 市町名 | 東広島市、呉市 | 廿日市市    |

## 2) 別立型の特徴

- 別立型は、「障害者の情報コミュニケーションの促進」と「手話言語の理解促進」をそれぞれの条例で定めることによって、条例を制定する目的が県民に伝わりやすい側面がある。
- 一方で、県や県民、事業者の責務・役割などは、共通（重複）する項目もある。

## 3) 一体型の特徴

- 一体型は、「障害者の情報コミュニケーションの促進」と「手話言語の理解促進」に関し、県や県民、事業者の責務・役割など共通する項目についてまとめた形で条文化している。
- 一方、条例制定の背景や趣旨についての前文や基本理念が一体のものとなるため、別立型に比べて、どちらかの要素だけを抜き出して読みたい場合の読みづらさや、手話言語の普及などの要素が明確化しづらいことが考えられる。

## 4) 本県における条例の制定形式（案）

- 手話に特化した「手話は言語」とする条例と、手話も含む「あらゆる障害者の情報取得やコミュニケーションがしやすい環境づくり」を促進する条例は、そもそもの目的が異なるため、2つの条例を一体的に制定するのは適さないと考える。
- また、一体型だと、「手話言語の認識の普及」に関する理解や関心が薄まることを懸念する声がある一方で、手話言語に関する記述が多くなることで、他の意思疎通手段が注目されなくなることを憂慮する意見もある。
- 別立型の場合は、手話だけが注目され、手話以外の情報保障が置き去りになることを危惧する声があることも認識している。
- そこで本県としては、**2つの条例を同時かつ別々に制定する「別立型」とする**ことで、手話言語条例と情報コミュニケーション条例の違いや目的、狙いを明確にするとともに、あらゆる障害特性に応じて様々な意思疎通手段があり、どれも等しく重要でかけがえのないコミュニケーションツールであることについての理解促進と環境の整備に取り組んでいくこととしたい。

## ④ 専門部会の設置について

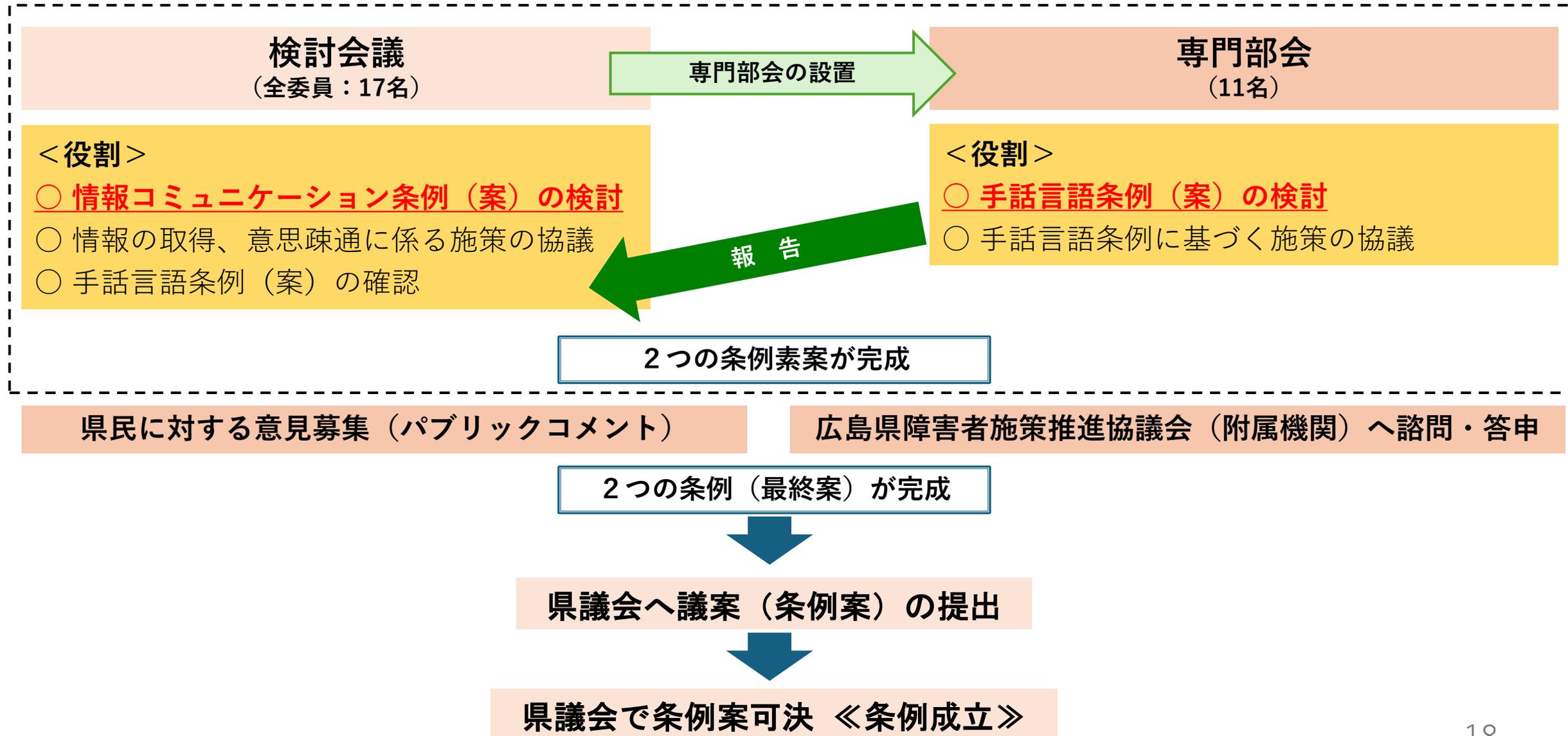
### 1) 目的

- 2つの条例を同時かつ別々に制定することに伴い、「情報コミュニケーション条例」は検討会議で、「手話言語条例」については、手話に携わる当事者等の関係団体により専門的な調査検討を行う専門部会で、検討を行う。
- 専門部会の構成員は、検討会議委員のうち、次に掲げる11名の委員をもって宛てる。
- 専門部会で検討した結果は、検討会議で報告する。

### 2) 専門部会構成員

| 所属                 | 氏名     | 所属              | 氏名     |
|--------------------|--------|-----------------|--------|
| 県立広島大学保健福祉学部保健福祉学科 | 長谷川 純  | 広島県要約筆記サークル連絡会  | 神垣 巖   |
| 広島県身体障害者団体連合会      | 川中 克幸  | 呉市福祉保健部障害福祉課    | 高浜 理加  |
| 広島県ろうあ連盟           | 迫田 和昭  | 広島県教育委員会特別支援教育課 | 津村 真一郎 |
| 広島県難聴者・中途失聴者支援協会   | 伊達 元一郎 | 広島県立広島南特別支援学校   | 秋山 努   |
| 広島盲ろう者友の会          | 大杉 勝則  | 広島県健康福祉局障害者支援課  | 畝本 孝彦  |
| 広島県手話通訳問題研究会       | 宥免 千英子 |                 |        |

### 3) 検討のイメージ



# ⑤ 今後のスケジュール（案）について

○ 条例は今年11月に日本で初めて開催されるデフリンピックまでの成立を目指す。

|     | 検討会議          | 専門部会       | その他                   |
|-----|---------------|------------|-----------------------|
| 3月  | 第1回（条例制定について） |            |                       |
| 4月  |               |            |                       |
| 5月  | 第2回（素案検討①）    | 第1回（素案検討①） | 障害者施策推進協議会<br>への諮問・答申 |
| 6月  | 第3回（素案検討②）    | 第2回（素案検討②） |                       |
| 7月  | 条例の名称決定       |            | 県民意見募集（1カ月）           |
| 8月  | 第4回（最終案検討）    | 第3回（最終案検討） |                       |
| 9月  |               |            | 議会へ議案提出               |
| 10月 |               |            |                       |
| 11月 |               |            | 条例の公布・施行              |

※ 専門部会の開催後に検討会議を開催するなど、専門部会と検討会議は同日での開催を想定している。

## 広島県手話言語条例（仮称）及び 広島県情報コミュニケーション条例（仮称） 骨子案について

### 1 策定の方針

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」及び「手話に関する施策の推進に関する法律(仮称)」で定められる基本的事項を遵守しながらも、当事者や関係団体等の声を丁寧に聞きながら、いわゆる「上乘せ」や「横出し」の項目を検討していくことで、本県の実情を反映した広島県版の条例を策定する。

### 2 基本的な考え方

#### (1) 広島県情報コミュニケーション条例（仮称）

法は制定されており、県の障害者プランでも「意思疎通支援の充実」を掲げて障害者の情報保障の強化に取り組んでいるが、法に掲げる「すべての障害者があらゆる分野の活動に参加するための、情報の取得利用並びに円滑な意思疎通を図ることのできる状態」には至っていないことから、障害者のあらゆる特性に応じて、円滑な意思疎通や情報の取得利用が促進されるよう、関係者間の連携や協力も含めて、県の施策の基本となる事項を定め、施策の総合的な推進を図る。

#### (2) 広島県手話言語条例（仮称）

障害者基本法においては手話が言語とされているが、そのことが十分に認識されていないこと、及び手話を習得することのできる機会が十分に確保されていないことから、「言語としての手話」の認識の普及及び習得の機会の確保について、必要な事項を定める。

※ 手話通訳者の確保・養成や、特性に応じたコミュニケーション手段による情報発信など、「意思疎通手段としての手話」については、情報コミュニケーション条例（仮称）において、他の意思疎通手段と同様に推進を図るものとする。

### 3 広島県情報コミュニケーション条例骨子案

#### (1) 目的

条例の制定の目的について定める。

#### (2) 基本理念

条例の基本理念について定める。

#### (3) 県の責務

基本理念に基づく施策の推進などを、県の責務として定める。

#### (4) 関係者（県民等）の役割

基本理念に基づく条例への理解や普及、県の施策推進など、関係者に求める責務や役割について定める。

#### (5) 関係者相互の連携及び協力

関係者相互の連携を図りながら協力することについて定める。

#### (6) 障害者基本計画との関係

条例と障害者基本計画との関係について定める。

#### (7) 意思疎通手段等の普及・人材育成

意思疎通支援者の養成、資質の向上、派遣に係る体制の整備等について定める。

- (8) 意思疎通手段等の学習の機会の確保  
円滑な意思疎通手段等について、県民の関心と理解を深める機会を設けることについて定める。
- (9) 情報の発信・入手  
県政に係る情報発信について定めるとともに、災害その他非常の事態の場合において障害者が円滑な意思疎通等が可能となることについて定める。
- (10) 市町への支援  
市町の取組に対する支援について定める。
- (11) 学校への支援  
学校の取組に対する支援について定める。
- (12) 事業者への支援  
事業者の取組に対する支援について定める。
- (13) 財政上の措置  
施策の推進のための財政上の措置について定める。

#### 4 広島県手話言語条例骨子案

- (1) 目的  
条例の制定の目的について定める。
- (2) 基本理念  
条例の基本理念について定める。
- (3) 県の責務  
基本理念に基づく施策の推進などを、県の責務として定める。
- (4) 関係者（県民等）の役割  
基本理念に基づく条例への理解や普及、県の施策推進など、関係者に求める責務や役割について定める。
- (5) 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援  
手話を必要とする障害者等が、乳幼児期から手話を習得する環境整備について定める。
- (6) 学校への支援  
学校の取組に対する支援について定める。
- (7) 事業者への支援  
事業者の取組に対する支援について定める。

# 広島県手話言語条例及び広島県情報コミュニケーション条例に関する検討会議について

令和6年6月

広島県健康福祉局障害者支援課

## 1 目的

広島県手話言語条例（仮称）（以下「手話言語条例」という。）及び広島県情報コミュニケーションに関する条例（仮称）（以下「情報コミュニケーション条例」という。）の制定等に向けた検討を行うため、手話言語条例及び情報コミュニケーション条例に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

## 2 協議事項

- (1) 手話言語条例の制定に関すること
- (2) 情報コミュニケーション条例の制定に関すること
- (3) 手話言語条例及び情報コミュニケーション条例に基づき実施する施策の検討に関すること
- (4) その他、検討会議が必要と認める事項

## 3 委員

- (1) 検討会議の委員は、学識経験を有する者、障害者関係団体、その他関係機関に所属する者のうちから選任するものとする。
- (2) 委員の任期は、令和7年3月31日までとする。

## 4 会長

- (1) 検討会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- (2) 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- (3) 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## 5 会議及び議事

- (1) 検討会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- (2) 会長は、必要と認めるときは、会議において委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

## 6 専門部会

- (1) 検討会議は、必要に応じて専門部会を置くことができる。
- (2) 専門部会に専門の事項を検討させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。
- (3) 専門部会は、検討した結果を検討会議に報告する。
- (4) 専門部会の組織及び運営等に関する事項は、別に定める。

## 7 その他

- (1) 検討会議は、年4回程度を予定。
- (2) 県が、検討会議の構成員に開催案内を送付し、出席依頼。
- (3) 検討会は、原則公開とする（必要に応じて、非公開とする）。
- (4) 検討会の出席者に、県の規定に基づく謝金と交通費を支払う。
- (5) その他、検討会議の運営について必要な事項は、会長が別に定める。